

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十一月二十四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―三四―三二

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 251,700	円 185,000	円 51,100	円 100,000
1 年以上 2 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	100,000
2 年以上 3 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	100,000
3 年以上 4 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	100,000
4 年以上 5 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	100,000
5 年以上 6 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	90,000
6 年以上 7 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	49,300	80,000
7 年以上 8 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	47,500	60,000
8 年以上 9 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	45,700	40,000
9 年以上 10 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	43,900	20,000
10 年以上 11 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	42,100	
11 年以上 12 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	40,300	
12 年以上 13 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	38,500	
13 年以上 14 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	36,700	
14 年以上 15 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	35,300	
15 年以上 16 年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	33,900	
16 年以上 17 年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	32,500	
17 年以上 18 年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	31,100	
18 年以上 19 年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	29,700	
19 年以上 20 年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	28,300	
20 年以上 21 年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	26,900	
21 年以上 22 年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	26,300	
22 年以上 23 年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	25,700	
23 年以上 24 年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	24,700	
24 年以上 25 年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	24,100	
25 年以上 26 年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	23,500	
26 年以上 27 年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	22,900	
27 年以上 28 年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	22,300	
28 年以上 29 年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	21,500	
29 年以上 30 年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	21,200	
30 年以上 31 年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	20,800	
31 年以上 32 年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	20,200	
32 年以上 33 年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	19,300	
33 年以上 34 年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	18,400	
34 年以上 35 年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	17,700	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分		職員の区分		2項職員	3項職員
				円	円
1	年未満			35,800	70,000
1	年以上	2	年未満	35,800	70,000
2	年以上	3	年未満	35,800	70,000
3	年以上	4	年未満	35,800	70,000
4	年以上	5	年未満	35,800	70,000
5	年以上	6	年未満	35,800	63,000
6	年以上	7	年未満	34,500	56,000
7	年以上	8	年未満	33,300	42,000
8	年以上	9	年未満	32,000	28,000
9	年以上	10	年未満	30,700	14,000
10	年以上	11	年未満	29,500	
11	年以上	12	年未満	28,200	
12	年以上	13	年未満	27,000	
13	年以上	14	年未満	25,700	
14	年以上	15	年未満	24,700	
15	年以上	16	年未満	23,700	
16	年以上	17	年未満	22,800	
17	年以上	18	年未満	21,800	
18	年以上	19	年未満	20,800	
19	年以上	20	年未満	19,800	
20	年以上	21	年未満	18,800	
21	年以上	22	年未満	18,400	
22	年以上	23	年未満	18,000	
23	年以上	24	年未満	17,300	
24	年以上	25	年未満	16,900	
25	年以上	26	年未満	16,500	
26	年以上	27	年未満	16,000	
27	年以上	28	年未満	15,600	
28	年以上	29	年未満	15,100	
29	年以上	30	年未満	14,800	
30	年以上	31	年未満	14,600	
31	年以上	32	年未満	14,100	
32	年以上	33	年未満	13,500	
33	年以上	34	年未満	12,900	
34	年以上	35	年未満	12,400	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「2項職員」とは第2条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四の規定は、令和五年四月一日から適用する。